

1840年代地主財政再建をめぐる二つの見解

——第6代デヴォンシア公爵の場合——

阿 知 羅 隆 雄

はじめに

ヴィクトリア繁栄期は、逸早く産業革命を成し遂げた英国が、世界市場で王座を占め文字通り「世界の工場」として「繁栄」を誇った時代であり、また穀物法の廃止にもかかわらず、高度集約農業の本格的な展開を基礎に「農業の黄金時代」を築いた時代でもあった。この「繁栄」とともに、英国土地貴族（Landed Aristocracy）は農業所領からだけでなく鉱山所領や都市所領などの非農業的所領からも地代収入を増大させつつ、他方、土地所有の「富」を土地改良だけでなく農業外、例えば、鉄道・港湾設備などの運輸業や鉱山業および製鉄業などに投資し、一部には地主企業家（Landed Entrepreneur）ともいうべき階層を輩出し、その「驚嘆すべき生命力の強靱さ」を示した。

しかし、ヴィクトリア後期は、いわゆる「大不況」とともに英国が世界市場でかつての地位を失い始め、土地貴族にとっては、「農業恐慌」、「土地問題」（Land Question）、1894年の「相続税」の創設など、「所領の譲渡と崩壊」が始まる時期であった。¹⁾ 土地資産の売却、株式・公債などの証券への売却金の投

1) David Cannadine, *Aristocratic Indebtedness in the Nineteenth Century: the case re-opened*, *Economic History Review*, 2nd Ser. Vol. XXX, 1977, p.60. この論文を再録した *do. Aspects of Aristocracy*, 1st published, 1994, p.54. ただし、後者では前者の「所領の譲渡と崩壊」が「所領の販売」となっている。また19世紀末までの地主支配とその後退に関して、P.J. ケインとA.G. ホプキンズの「ジェントルマン資本主義論」（P.J. Cain and A.G. Hopkins, *British Imperialism: Innovation and Expansion 1688-1914*, 1993 竹内幸夫・秋田茂訳『ジェントルマン資本主義の帝国Ⅰ』名古屋大学出版会1997年）はキャナダインの一連の研究を一つの拠り所に行っていることは周知のことである。確かに近代英国史再構成の枢要点の一つはジェントルマンが英国社会を支配してきたという歴史的事実を認めるかどうかである。その意味でジェントルマン資本主義論が

資によって土地貴族は「株式・債券保有貴族」(Stock-and-Bond Holding Aristocracy)への転身を開始した。かかる資産構成の変更によってかれらは「古典的帝国主義」の時代に自らの経済的利害を金利生活者国家の頂点に位置する「シティー・インタレスト」のそれに同化させ、かつての政治的・社会的地位を維持し貴族として延命することに成功した。

19世紀にみられる土地貴族のこの二つの対応は、ともに土地所有の「富」の資本への転化として定式化することができよう。しかし、それらは明らかに本質的に異なるものである。繁栄期のそれは所領経営の利害の延長線上でのものであり、したがって土地所有者としての性格を変えるものではなかった。他方、「株式・債券保有貴族」への転身はその性格を揚棄することによって成し遂げられるものであった。

ところで、このような二つの局面を含む生活史の出発点となった40年代は、「革命と恐慌の時代」であり、「飢餓の40年代」といわれるのにふさわしい時代であった。土地貴族は、都市の新しい「富」の抬頭によって社会的地位の相対的低下を余儀なくされ、莫大な負債に呻吟し家産管理の危機に逢着していた。かれらが解決を迫れた課題はどのように莫大な負債を処理し、支配階級としての自らの社会的・政治的地位を維持しつつ家産管理の危機に対処するかであった。所領経営に関わる同時代人が、この課題をどのように認識し解決しようとしたのだろうか。これについて、本稿では「英国地主階級の中核」²⁾を構成し、その生活史が先の二つの局面を含む英国土地貴族の生活史を典型的に示したデヴォンシア公爵・キャベンディッシュ家に即して実証的に考察する³⁾。

ㄨ ジェントルマン支配を特徴とする近・現代英国史の首尾一貫した歴史像を提示したことは画期的であるといえよう。

しかし、この見解はどの階級あるいは階層が近現代英国社会を支配してきたのかとの二者択一の問題に終始し、その諸利害の構造を問わないところは十分に検討されなければならない。ジェントルマン資本主義論に関して、帝国史研究の視点から要を得た紹介と興味深い方法論的な検討を与えているものとして今田秀作「ジェントルマン資本主義論とイギリス帝国史研究」(和歌山大学経済学部『世界経済と日本経済の現在』1997年所収)がある。

2) John Scott, *The Upper Classes, Property and Privilege in Britain*, 1982, p.86.

3) この生活史の二つの局面および同家の位置づけについては、拙稿「19世紀イギリス大メ

1844年に、同家の負債問題の解決をめぐって総差配人のB.カリィ、公爵の信任の厚い庭師J.バックストン、公爵の甥で国会議員のG.H.キャベンディッシュ (George Henry Cavendish) の三人による論争が展開された。それぞれの見解を記した文書がダービシアのチャッツワース・ハウスに所蔵されるデヴォンシア・コレクションに残されている⁴⁾。これらの文書を素材に、かれらの公爵家財政に関する現状評価と再建策を整理し、そのことによって同時代人が所領経営のあり方をどのように考えていたのか、またその歴史的意味が奈辺にあるのかを明らかにすることが本稿の課題である。

I ジョセフ・バックストン文書

(一) バックストン文書

40年代初頭のキャベンディッシュ家は、1,000,000ポンドの負債を抱え、110,000ポンドを超える年収のうち45パーセント近くの50,000ポンドが「利子と年譜金」の支払に吸収され、財政「困難」に逢着していた。1844年6月に総差配人B.カリィは、第6代デヴォンシア公爵に要請されて、この財政「困難」について報告書を作成した。ここでかれは莫大な負債の原因が經常収入を超える臨時支出にあること、そしてその臨時支出に深く関わった庭師J.バックストンの責任とかれを寵愛しかれのいうがままになっている公爵の責任を暗示した⁵⁾。

、土地所有貴族と抵当債務」(『北見工業大学研究報告』第23巻第2号, 1992年)を参照。

4) デヴォンシア・コレクションはキャベンディッシュ家の所領文書、書簡等の膨大な史料群をなしているが、ごく僅かな部分しか目録化されていない。「バックストン・ペーパー」は数少ない目録化されたもの一つである。その目録は、Report on the Correspondence and Papers of Sir Joseph Paxton (1801-1865) Gardener and Architect 1826-1907 in the Devonshire Collections, Chatsworth, Bakewell, Derbyshire, Reproduced for the Trustees of the Chatsworth Settlement by the Royal Commissions on Historical Manuscripts Quality House, Quality Court, Chancery Lane, London WC2A 1HPである。

5) Chatsworth MS.229, *Benjamin Currey, Statement for Consideration, June 1844*. これについては拙稿「1840年代英国土地貴族の所領経営」(『彦根論叢』第317号, 1999年) 37-39頁を参照。なお、この拙稿は地主財政の仕組みおよび40年代初頭の同家の財政状況を分析し、論争の事実的前提を明らかにしたものである。

公爵からカリイ報告を手渡され、バックストンは、「閣下の命に従って」当該問題について1844年7月17日付で報告書を作成し公爵に提出している。「バックストン・ペーパー」には、報告書とその関連文書として、資料番号《231-A, B, C》が付された三通の文書が残されている。A文書には日付と公爵宛に自らの署名が記されている⁶⁾。B文書にはそれがないが、若干の用語が異なるにすぎず、この文書は文およびその構成の点では全くA文書と変わらない。A文書が実際に公爵に手渡された書簡であり、B文書はその下書きであると思われる。しかし、C文書は大筋では二つの文書と変わらないものの、試算を試みたり、削除することを記した部分や二つの文書では全く見られない部分を含み、公爵宛の書簡であることを意識しつつも、自らの考えを率直に表現した文字通りの下書きである⁷⁾。

何れにしても三文書は三つの部分から構成されている。まず、公爵家財政の現状評価にあてられた「病弊の性質」、次に「病弊」を生み出した原因と責任の所在を明らかにした「私の考え」、最後に救済策を提案する「治療のための勧告」の順序で述べられた三つの部分が、それである⁸⁾。

(二) 「病弊の性質」

報告書の最初の部分で、バックストンは、「閣下の負債が大きな額であると聞いていましたが、バランス・シートを見てはじめて、収入の半分近くが利子の支払いに吸収されること、そして閣下の財政事情が決して満足できるものではないことを知りました」と述べ、これまで公爵の財政困難について詳しく知らなかったことを強調している。逆にかれば、総差配人の地位にありしかも「注意深く思慮深い人物」であるB.カリイが「資産に対する利子 (interest for your property) の半分しか受領していない」状態を「適当な状態」であると考えざるがなく、事態を放置しそれを座視してきたカリイの怠慢を強く

6) Chatsworth MSS. 231-A, B, C, *Parxon's Summary of the 6th Duke's Financial Difficulties and for their Solution* (3 copies), 17 July 1844.

7) C文書だけに記されA・B文書では削除された部分は5つの事柄である。それらは必要な限りで適当な箇所で紹介する。

8) Chatsworth MS. 231-C.

印象づけている⁹⁾。このように、バックストン報告は先のカリィ報告を強く意識し、暗示された自らと公爵の責任を回避し、総差配人であるカリィの責任を厳しく問うことから始めている。ここでかれの地主財政分析の視点と関わって興味深いのは所領からの収入を「資産に対する利子」とする表現である。

この点についていま少し詳しくみよう。バックストン報告では、①各所領で徴収された地代総額は「賃貸料」(rental)、②所領を維持管理するための諸費用、例えば「差配人、修理、慈善、所得税、政治的支出、法律費用、そして他の様々な項目」等は「所領支出」(the expenses of the estate)、③「賃貸料」から「所領支出」が控除され、ロンドンに送金されるいわゆる「ロンドン送金」は所領からの「収益」(return)、時には「収入」(income)という言葉で表現されている。バックストンが理解する地主財政の仕組みは、既に検討したあの地主財政における地方と中央との関係を正確に表現したものである¹⁰⁾。しかし、かれは地方から送られてくる「ロンドン送金」、つまり「収益」を「資産に対する利子」として掴んでいる。それは、株式や債券などの資産と同様のものとして土地資産＝「所領」が理解され、「所領」からの「収益」も「利子」として概念されていることを示している。資産が果実として「収益」を生み出すという限りでは、土地資産を株式や債権等の証券資産と同様に理解しても誤りではないことはいうまでもない。

しかし、これは、同時代の所領経営の指南書で指摘される「土地を所有するだけでなく、その住民をも所有している」という、「普通の資産の所有者」とは「本質的に異なる」土地所有者の特殊性を踏まえた所領経営の理念とは大きく異なり、それと比較していえばバックストンの見地は《純粹にレンティエとしての資産運用の見地》¹¹⁾というべきものである。かかる視点からかれは公爵家財政を分析し再建策を提案している。

9) MSS. 231-A, B. C文書ではより明示的に「カリィ氏が閣下に提出した報告書に含まれる重大な悪弊」を検討するとしている。

10) 拙稿『彦根論叢』前掲論文を参照。

11) William Marshall, *On the Landed Property of England*, 1804, p.33. これについて拙稿前掲論文22頁参照。

では、バックストンが描いた公爵家財政の現状とはどのようなものであろうか。

様々な組織を維持するための閣下の年支出が、借入金の利子を支払うのに絶対に必要とされない収入のほとんどすべてを必要とし、それを超えて支出されるものはどれも借り入れられなければならない、それが現在の過度に膨れ上がった負債に付け加えられ、それへの利子が支払われ、そのことが、現在遣うことができる収入を年々減少させているように¹²⁾思われます。もちろんこのシステムは弊害を生み出すしかありません。

バックストンの整理によれば、公爵家財政の現状は、第1に年収入の半分近くが負債利子の支払に充てられ、その残りでは公爵然とした生活を維持するのに最低限必要な支出を賄うことしか出来ず、したがって第2にそれを超える支出は借入に依存せざるをえず、第3にそうすれば新たな負債利子が加わり、遣うことのできる年々の収入が減少するというものである。これがバックストンのいう「弊害しか生み出さない」「システム」である。

さらに、このような公爵家財政は、たとえ新たに借入しなくても、利子率の変動によって資産を危険な状態に曝すことになる、かれは強調する。かれによれば、「戦争等の様々な事情」のもとでは「貨幣価値」したがって利子率が上昇し「それに比例して土地資産の価値が減少」することになり、その「単なる可能性」だけでなく「現実性さえ存在する¹³⁾」。だからかれは「絶えず流動する時代や状況の変化に対応できるような安全な状態」に公爵家資産を置くことが緊急の課題であると主張する。

(三) 「私の考え」

資産をこの「安全な状態」に回復することが、かれの救済策に他ならないが、その提案に先立ち「弊害しか生みださない」「システム」の淵源つまり原因と責任について言及している。

もし、閣下が所有権を相続したときに、そしてチャットワースで工事を開始する前にあるいは改修に少しでも支出する前に、忠告者があなたに負債義務を一掃させていたな

12) Chatsworth MSS. 231-A, B.

13) Ibid. C文書では「フランス、アメリカ、ロシアとの莫大な費用をともなう戦争の可能性」を指摘している。

セント6,000ポンドが加わり、負債に関わる公爵の負担額が36,000ポンドとされる。他方、負債同等額の所領からの「収益」は2パーセント12,000ポンドとされる。したがって、負担額からこの「収益」を控除された額、すなわち「損失」額は26,000ポンドとなる。さらにバックストンは、この単年度の「損失」を「複利」で計算し、「15年後には年間の利子損失だけでも48,000ポンドになり」、爵位継承時からの損失額を累計して先の「節約」可能であった額＝「損失」が生みだされると、結論付けている。

「同じ原則」にしたがって1844年時点の負債についても試算される。このときの負債利子と負債同等額の所領への支出の合計額は「48,000ポンド」であるが、かれによれば、「負債を弁済するためには年あたり22,000ポンドを生み出す資産の売却」が必要である。所領売却によって負債を一掃すれば、「これは明確な節約を生み、結果的に年あたり26,000ポンドの利得 (gain) をうみだすだろう」。このようにバックストンは、《純粹にレンティエとしての資産運用の見地》から、負債がもたらす「損失」を指摘し、その「節約」、すなわち負債の一掃によって「利得」が生じるとして、資産管理上の誤りを主張している。以上が、バックストンの「莫大な負債の公正な説明」である。¹⁷⁾

(四) 「救済ための勧告」

このような「公正な説明」をしたのち、バックストンは「唯一効果的な救済策」を提案している。その「救済策」は、かれの資産運用の視点を考慮すれば既に明らかであるが、節約や所領「改良」による減債準備でも、小所領の売却による減債でもなく、「負債の全額を返済するのに十分な所領の売却」によって負債を一挙的に一掃する計画である。かれの視点からすれば、債務は「弊害」と「損失」の温床であり、一挙的全部的返済こそが重要であった。¹⁸⁾

17) C文書ではこの計算にかなりのスペースをさき、試行錯誤を繰り返しているが、AおよびB文書でも数値に不可解なところがある。本稿では主張の要点だけを問題にする。

18) Chatsworth MSS. 231-A, B. 他の減債手段に関して、第1に「いかなる種類の資産の改良も現在の継続する多大な年損失を埋め合わせることができない」、第2に年25,000ポンドの貯蓄でも32年を要し、「同期間の利子の損失額が80,000ポンドに達する」、第3に「小さな部分を売却することは他の所領の借地人を恐がらせ、資産の適当な改良が進むメ

かれが提案する売却所領はアイルランド資産である。「アイルランド資産の売却が弁済額よりも多くをもたらすことは疑問の余地がない」と述べ、かれはつぎのように説明する。

閣下はアイルランドに63,000エーカーを所有し、それらは、町、漁場等とともに、地代として、約40,000ポンドをもたらします。もし、イングランドの土地がエーカーあたり50ポンドで、アイルランドの土地がエーカーあたり20ポンドでしかないとすれば、都市資産や漁場、リスモア城に手を触れないで、エーカーあたり20ポンドで40,000エーカーは800,000ポンドを生み出します。……私の確固とした確信は、リスモア城やその周辺の土地資産等を閣下が所有したまま、負債の全額弁済に十分なだけの土地を売却したのちも、アイルランドから年10,000ポンドを受領するということです。もし、このことが現実となれば、負債をなくした上で、36,000ポンドの純益 (clear gain) があります。もちろん私は売却の実際の果実を確かめることはできませんが、全額支払った後にも優良な資産が残るということは確かなことだと思っています。

現在、負債に支払うために、アイルランドの全資産から受領するよりも22,500ポンド多く必要です。

負債利子	……………45,000ポンド
アイルランド受領額	……………22,500ポンド
イングランド資産から提供されるべき残額	……………22,500ポンド

もしアイルランドの全資産が売却されたとしても、依然として22,500ポンドの純益が¹⁹⁾残るでしょう。

ここでも見事にあの「損失」と「利得」の論理が貫かれている。パックストン文書ではよくあることなのだが、前半と後半の数値が一致していない。しかし、かれの主張の要点はこうである。アイルランド資産を負債一掃に十分なだけ売却しても、残った「優良な資産」からの「収益」は10,000ポンドとなる。アイルランドからの「収益」が、以前より12,000ポンド減ずるものの、一掃された48,000ポンド負債負担額を考慮すれば、公爵は36,000ポンドの「純益」を

＼のを阻むだけにすぎない」として、土地改良、節約、土地売却による部分的返済も排除されている。

19) Ibid.

得ることができる。以上がバックストンの「唯一効果的な救済策」である。

報告書の最後には救済策を提案する12項目の理由があげられている。それらにはバックストンの時代認識や既に述べた資産管理の視点が率直に表現されており、興味深いものである。簡単に紹介しよう。総括的な12番目の項目を除けば、理由はおよそ三つの内容に分類される。

まず第1は現在の財政システムの評価と改善の必要性についてである。アイルランドの全資産が抵当に設定されていたわけではないが、かれはさきに見たアイルランド所領からの収入と利子負担の量的関係、つまり「借り入れた貨幣にたいして、資産から受領するものの2倍を支払うということ」を「破滅的システム (a ruinous system)」と呼び、これを放置することは「正真正銘の愚行 (downright folly)」であるとして一挙的な全負債の返済による事態の改善を主張している。もちろんそのための手段は土地売却による以外にはない。²⁰⁾

第2は利率と資産価値の推移の見通しと売却の「好機」についてである。考え方の基礎にあるのは、利率と資産価値の変動が反比例的に推移するという確信である。かれは、現状を「貨幣が減価しているために土地価格には大変有利である」と認識しているが、将来の見通しとしては、「貨幣は今より安くなる可能性はなく」、もし「重要国との戦争」が勃発すれば利率を異常に引きあげるであろうとしている。他方、土地価格に関して、「日々優勢になりつつある」「穀物法の廃止が土地価値を4分の1程度引き下げ」、またそれが「もっと大きく、かつ恒久的で永久的な」「不況」を招来し、さらに土地価格は低くなるだろうとしている。このような現状認識と将来の見通しに基づき、かれは「負債一掃のために現在のような好機²¹⁾を利用するのが賢明である」と判断した。

第3は不返済の場合の損失と返済した場合の利益についてである。現状のままでは「閣下は貨幣で年48,000ポンドを失い」、「資産の管理と支出」も儘ならないが、もし返済すれば「現在よりも26,000ポンド」多くの純益を確保でき、

20) Chatsworth MSS. 231-A, B, C. 理由の1と2。

21) Ibid 理由の3, 4, 5, 6, 7。

それを「排水施設」等の所領改良や「生命保険」に充て、そののちも11,000ポンドも残り、これを「閣下が相応しいと思う目的に」²²⁾に使用することができるだろう。

総括的な12番目には、将来予測の不確実性を問題にしている。負債返済は借入額面での返済であるが、いまの資産価値が持続する保障は何処にもなく、ましてや「不安定なアイルランドの状態」や「フランスとの戦争の可能性」を考慮すれば「今後10年間に我が国が如何なる状態にあるのか」を誰も予測できない²³⁾。このようにかれは将来予測の不確実性を強調し、救済策の一日でも早い実施を主張している。

(五) 小 括

バックストン報告は、負債の原因と責任を臨時支出とかれや公爵に求めたカリィ報告に論駁するために書かれたものである。かれの反駁の視点は《純粹にレンティエとしての資産運用の視点》であり、それが負債の原因と責任の解明および救済策に徹頭徹尾貫かれていた。恐らくこの視点は鉄道王ジョージ・ハドソンとの交友関係やかれ自身の鉄道投資による致富の経験を通じて形成されたものと思われる。²⁴⁾

ところでC文書でバックストンは、かれの計画が総差配人カリィだけでなく、公爵の甥で信託者の一人であるG.H. キャベンディッシュの見解とも対立するものであると記している。²⁵⁾では、このバックストンの《純粹にレンティエとし

22) Ibid. 理由の8, 9, 10, 11. かれの主張からすればアイルランドからの収入10,000ポンドを加えた36,000ポンドが「純益」となるが、ここでは26,000ポンドとなっている。その用途について、改良投資に10,000ポンド（その利子分として5パーセントを農業者から取得可能、その結果8年後には「年地代」が8,000ポンド増加）が充てられ、また「生命保険」には5,000ポンド（「あなたの死亡時に100,000ポンドを残すことができる」）が充てられるとしている。

23) Ibid. 理由の12.

24) Chatsworth MS.231-C. ノース・ミッドランド鉄道の投資でカリィが判断を誤り公爵に損失をもたらしたこと、逆に自らは売却時期を誤らず、株式取引で多大の利益をあげたことが誇示するかのよう記されている。

25) Ibid. 報告書作成前に名前を伏せチャッツワースの執事の一人を通じてカリィにこの計画を打診したところ、カリィが計画に反対したこと、また「公爵家の一員」であるG.H. キャベンディッシュがカリィに同調していることが記されている。

ての資産運用の視点》に対立する二人の資産管理に対する見解とはどのようなものであったのだろうか。

II ベンジャミン・カリイ文書

(一) 公爵のバックストン評価とカリイ宛書簡

バックストン報告を受けた第6代公爵は、返信のための覚書で「報告書には不満な言葉は一言もなく、私はアイルランド資産の売却および抵当負債を完済する唯一の方法をあてにするようになった²⁶⁾」とバックストン計画に全面的に賛成し、かれの負債一掃計画を実施すること、またかれの忠告にしたがって7月末に調査のためにアイルランドに渡ることを決意したと記している。ただ、当主としての家産維持の義務を考慮してその売却には「僅かばかりの倫理的な勇氣」が必要なことを自覚し、公爵は、バックストン計画に対する総差配人B. カリイや公爵の甥で信託者の一人であるG. H. キャベンディッシュの反応が気がかりであることを告白している。後者に関してはアイルランドで「かれの意見」を聴くことにし、カリイに関しては、いつどのように計画を伝えるべきか悩んだあげく、「カリイ氏に全幅の信頼を示すためにアイルランドに発つ前に伝えることにした²⁷⁾」と記されている。

このあとすぐ7月18日に、公爵はカリイに書簡を送りこの計画を伝えている。書簡は、冒頭に「ロンドンで貴方が私に手渡した報告書に含まれる計算書を検討しています²⁸⁾」と記し、6月のカリイ報告への返事として書かれたものである。そこで、かれは「支出の削減」が「困難」を和らげるのであれば喜んで削減するが、しかし、それよりも「負債の完済がもっと恒久的な救済を資産に与える」

26) Chatsworth MS. 234-1, *The 6th Duke of Devonshire* (以下D.D.と表記) to J. Paxton, *Copy of a Note for Paxton on Receiving his Paper, July 1844*.

27) Ibid. 公爵は、総差配人カリイを「非常に面倒見のいい忠実な友人であり召使い」と評し、貴族院での書記としての地位と知己について「私にとっても、私たちすべてにとっても役立つものである」としている。カリイへの信頼を示すことは、打算的な計算も含まれていたものと考えられる。

28) Chatsworth MS. 232, *D.D. to Benjamin Currey, 18 July 1844*.

29) 拙稿前掲論文37-39頁。

と考えられるから「私はこの方針の採用を決断した」と伝えている。さらに、公爵は、バックストンが総差配人の資産管理上の誤りを指摘したあの論点を自らの見解として、「もし20年前にこのことが行われておれば、貨幣利子だけでもチャッツワースの改修、家具、温室、大使館の費用のほとんどすべてを支払うことができるのと同額の貨幣が節約されていたであろう」と述べている。そして、公爵は、売却所領としてはヨークシアではなくアイルランドが「選択されるべき」であるが、ただ「リスモア城とその周辺の資産は維持したい」との希望を述べ、計画実施前にアイルランドを視察する予定であることを伝えている。もちろんこの書簡で公爵は、計画を伝えただけでなく、それについてのカリイの意見を求めている。

これに応え、カリイは7月20日に書簡を公爵に返している。そこでは、かれは「この問題は最終的な意見を述べる前に様々な観点からよく考える必要のある問題です」とし、「最終的な意見」を保留しつつも、「大規模な売却に依存することなく（本来の準則の下で）通常支出を賄うことに不安をもっていませ³⁰⁾ん」と6月の報告書で示したと同じ見解を繰り返している。つまり、かれは、財政困難の理由は、臨時支出にあり、それを止め「本来の準則」に基づいて財政運営を行えば、負債を抱えていても公爵家財政を十分に維持することができる³¹⁾と考え、所領売却に反対している。しかしながら、かれは、資産の売却も「熟考に値する」として、何が何でも所領売却に反対するという態度をとって³²⁾いない。

30) 反対の理由はそれ以外に二つをあげている。ひとつは「広大な売却によって負債を一掃したとしても、新たな負債をつくることができるという誘惑」が生まれ、再び現状と同じようになる可能性があること、いまひとつは「借入金の利子が3.5パーセント以上であるが、土地の売却が3パーセントの利子を適用されるということ」、つまり0.5パーセントの負担を強いられることが、それである。

31) Chatsworth MS. 233, *B. Currey to D.D.*, 20 July 1844.

32) Chatsworth MS. 251, *B. Currey to D.D.*, 24 Aug. 1844. 1844年7月22、23日付の覚書でカリイの書簡に対して、公爵は「返答の調子」と「私の提案の受容」（バックストンを同行してのアイルランド訪問計画、従兄弟である同地の在地差配人F. カリイの「見解」に偏重していないこと、リスモアの維持）に「感謝して」カリイに返事を書くべきだとしている（Chatsworth MS. 234）。

(二) 資産管理および所領経営に関する基本的な考え方

カリィは、8月24日付けの公爵宛書簡でかれの「最終的な意見」を伝えている。その検討に先立って、所領経営・資産管理に関するカリィの基本的な考え方を整理しておくことが、かれの計画の特徴、就中、バックストン計画との比較におけるそれを知るのに裨益するだろう。しかし、それはまとまった形では述べられてはいないが、二つの書簡に散見できる事柄を手がかりに次のように整理することができる。

まず、土地資産についてのかれの考えはこうである。バックストンと同様、かれも土地資産を収入源泉として掴んでいることはいうまでもないが、バックストンが「土地資産」の「不安定さ」を強調するのとは対照的に「困難な時代には土地はどの資産よりも安全である³³⁾」とし、しかも「所領のような資産には威厳、権力および影響力 (the magnificence, power, and influence) が付随する³⁴⁾」としている。これは、カリィにとっては、土地資産が単なる収入源泉であるだけでなく、「最も安全」な資産であり、「威厳、権力および影響力」が「付随」する資産でもあり、したがって英国土地貴族の政治的・社会的地位、支配階級としてのそれを深部で保障するものであった。

また家産管理の目的に関連して、かれは、「たとえ何らかの手段によって家産を負債から解放することができるとしても、(売却しないで——引用者) 家産を守ることが最高の目的です³⁵⁾」としている。これに先の土地資産理解を重ねれば、カリィが考える土地貴族の資産管理とは、さきのような経済的・社会的・政治的を意味をもつ所領を管理することであり、そのような「家産を守る」ことに家産管理の「最高の目的」があると理解できるだろう。これはバックストンには微塵も見られない19世紀英国の所領管理の理念を想起させるものである。総差配人であるカリィが管理しなければならないのは19世紀英国「支配階級の純分証明刻印³⁶⁾」としての土地資産である。したがって「家産」売却は土地

33) Chatsworth MS. 251.

34) Ibid.

35) Chatsworth MS. 233.

36) David Spring, *The English Landed Estate in the Age of Coal and Iron: 1830-1880*, ↗

貴族の社会的地位の低下に繁がる故に、それには反対するというのが、カリイの原則的な立場であったと考えられる。

(三) 負債一掃計画

1844年8月24日付公爵宛書簡でカリイは「最終的な見解」として「閣下の負債が将来一掃されることを期待しうる計画」を提案しているが、かれは提案にあたっては次のような問題の検討からはじめなければならないとしている。

検討されるべき問題は、売却するかどうか、負債の一部を返済するのそれぞれも全部を返済するの、所領のどの部分を売却するの、アイルランドの所領を売却するのそれぞれもイングランドの所領を売却するの、ということ³⁷⁾です。

みられるように「検討されるべき問題」は、第1に所領売却の是非、第2に売却される場合の適当な規模、第3に売却所領の選択の問題である。

かれは原則的には所領売却に反対であるが、減債方法として所領売却もありうると考えていることは既に述べた。しかし、それは「背負わされる負債の重荷が御し難くなった³⁸⁾」場合にだけであって、限定的である。つまりかれは負債利子の圧迫によって経常収入で経常支出を賄うことが出来なくなった場合にだけ、売却はありうるとしている。

もし売却されるとすればどの程度の規模の所領が売却されるべきなのか、これについてはこうである。

私の切なる願ひは、考えられるいかなる貨幣価値あるいは公信用の変化が生じたとしても閣下が負債による困難から安全な状態を確保するのに必要である以上の所領を売却しないということ³⁹⁾です。

かれが適当と考える売却規模は公爵が「安全な状態」を確保するのに必要な規模であり、それ以上ではない。ましてや、それで臨時支出を賄うということ

Journal of Economic History, Vol. XI, 1951, p. 16. また拙稿「19世紀イギリス大土地所有貴族と抵当債務」151頁。

37) Chatsworth MS. 251.

38) Chatsworth MS. 233. カリイは1829年に売却による減債方針を公爵に提案したことがあるが、この文言はそのときのことを語ったものである。

39) Chatsworth MS. 251.

はかれには論外である。

では売却されるべき所領は何処の所領なのか。アイルランド所領の売却に反対であることが次のように説明される。

貴方のアイルランド所領を売却するという試みは、またその試みにおける失敗は、そのような所領にとって起こりうるほとんどすべての悪影響を伴うでしょう。⁴⁰⁾

カリイがこの「悪影響」として挙げているのは、第1に売却の試みが「借地関係の信頼」を否定し、「将来の改良も否定すること」になること、また第2にその試みは「所領価値を低め、所領を損ない、所領の改良や管理上の困難を増大させ、そのために資産を獲得しようとする無数の計画が着手される」結果となること、第3に「所領が一度販売市場——恐らく入札者はいないでしょうが——に出されれば」、その資産に「付随する威厳、権力および影響力」が失われること、第4に「オコンネルがその売却を妨害し、その価値を減価させないということに確信がもてない」ことである。以上のことはこの時期が46年の大飢饉の直前で独立を目指す民族運動が強まり始めたときであったことを考えれば、十分に理解できることである。カリイは、アイルランド所領が売却されるべきでなく、たとえ売却される場合でも「公正な価格」⁴¹⁾が期待できないとして、アイルランド資産の売却には反対であると主張している。

かれが売却すべきと考えていたのは、イングランド所領であるが、これについては積極的にその理由が説明されていない。しかし、かれはイングランド所領では「公正な価格」で販売が可能であると考えていたことだけは先のアイルランドについての言及から窺い知ることができる。⁴²⁾

このように検討されるべき問題を整理した上で、「私は可能な限り売却を避

40) Ibid.

41) Ibid. また、アイルランド所領の売却によって「私は20万ポンド弱しか獲得されないと思います」としている。

42) 「大規模な売却」が行われる場合に「ヨークシアがあてにすべき地域」(MS. 233)であるされている。恐らくカリイの文書だと思われるが、ヨークシアのランデスバラ所領の資産評価を行った文書が残されている。それによれば、Londesborough, 474,000ポンド Baldersby, 216,700ポンドの評価が与えられている (Chatsworth MS. 235, *Valuation of Londesborough Estate*)。

けるような意思決定が行われるべきだと考えていますが、もし売却することが決定されれば次のような計画を提案するでしょう」として、負債一掃計画を提案している。それが第1表である。負債総額1,000,000ポンドに対して、かれの計画は、土地売却、漸次的な売却によってではあるが、600,000ポンド強の負債を返済し、残りの負債額は他の源泉——名目が異なるが、何れも究極的には経常収入を源泉とするものである——から返済される計画である。かれはこの計画によって「最終的に負債は一掃され」、⁴³⁾「その後いかなる負債も残らないでしょう」としている。

第1表 カリイの負債返済計画

返済資金源泉	額 (ポンド)
Baldersbyの即刻売却	180,000
イースト・ライディング所領の漸次的売却	332,000
スタフォードシア所領の売却	100,000
パーリントン伯爵に1万ポンドの生命保険契約 (25年満期, 年間掛け金3千ポンド)	130,000
既に負債支払に充てられた金額 (25年間の地代による補填)	150,000
25年間の貯蓄	108,000
合計	1,000,000
負債	額 (ポンド)
抵当で保証された負債	約800,000
債券で保証された負債	約200,000
負債総額	約1,000,000

出所: Chatsworth MS. 251, *Benjamin Currey's letter to the 6th Duke of Devonshire*, 24 Aug. 1844より作成。

(四) パックストン計画と異なる点

カリイの返済計画は、負債を一掃する計画である点ではパックストン計画と同じであるが、第1に売却対象がアイルランド所領ではなく、イングランド所領である点で、第2に所領売却による負債の一挙的・全部的返済ではなく、売却による返済と他の資金源泉による返済を併用し、25年間にわたる漸次的返済計画である点で、パックストンのそれとは異なっていた。パックストンの返済計画が、《土地売却＝増収、純粋にレンティエとしての資産運用の視点》からの土地売却による負債の一挙的・一掃方針であったとすれば、カリイのそれは《支出削減＝節約と土地改良＝増収、家産維持の視点》からの負債の漸次的返済に

43) Chatsworth MS. 251.

よる完済方針であるといえるだろう。この違いの背後には「所領」という家産についての考え方の根本的な違いがあったことは明らかである。

Ⅲ ジョージ・ヘンリー・キャベンディッシュ卿文書

(一) 公爵の資産管理に対する評価

公爵がバックストン計画への反応を気にしていたもう一人の人物、甥のジョージ・ヘンリー・キャベンディッシュ卿は、庶民院議員であり、信託者の一人であった。かれのバックストン計画への評価および財政再建策に関しては、1844年8月に記された二つの文書が残されている。ひとつは公爵宛書簡であり、いまひとつは宛名および署名がなく、それがどのように取り扱われたものであるかは不明である。しかし、これは、内容的に重なる部分が多く、しかも公爵宛書簡よりも包括的で体系的に財政再建政策が語られている⁴⁴⁾。これを中心にG. H. キャベンディッシュの見解を検討する。

この文書は、先に検討したバックストンやカリイの公爵家財政の現状評価と再建策を既に知り、その上で作成されたものである。まず、「私の目の前にある報告書を検討して、即座に過去の資産管理に対するすべての考えを捨てさせた」として、公爵の家産管理への態度についてかなり厳しい評価が行われている。これはバックストンやカリイとは異なった特徴であるが、まず公爵の資産管理への消極的な態度が生みだす管理上の弊害について次のように述べられている。

公爵が事業の詳細を知りそれに関わるのを忌避する故に、会計士達が、かれが不機嫌になるのを恐れ、公爵に事業の状態に注意を向けさせず、自らの責任で活動することを恐れて、所領を負債から解放する適当な如何なる壮大な計画も進言することが行われていない⁴⁵⁾、と思われる。

このように公爵の資産管理への無関心な態度とその弊害を指摘すると同時に、

44) Chatsworth MS. 239, *Ld. G.H. Cavendish to the 6th Duke of Devonshire, Aug. 1844*, Do. 240, *Ld. G.H. Cavendish to the 6th Duke of Devonshire, Aug. 1844*. 後者では基本的に公爵を三人称で扱っているが、ときに二人称で扱われる場合がある。

45) Chatsworth MS. 240.

これまで「様々な時期に、元々の負債を返済するのに十分な財産が売却されたが、それが他の目的に使用された⁴⁶⁾」ことが指摘され、莫大な負債を抱えるに至った財政困難の主たる責任が第6代公爵にあったことが強調されている。

G. H. キャベンディッシュによれば、「決定的な所領救済手段を採用することを妨げてきた核心」は、先の公爵の無関心に加え、「選挙」費用や「大規模な土地資産に加えられた議会の大きな重圧」、そして「大きな負債が過度に支出するという傾向に対する制限として役立つという」考えが公爵家関係者のなかに存在したことにある。しかし、かれは今やこの状況が一変したことを次のように指摘している。

公爵の目が事業に充分向けられ、改革法案以前に実施されたような政治的影響力が終息した現在、負債に取り組むことに反対する理由はもはや存在しないし、そして公爵の資産管理に従事するすべての人々および公爵家に関係するすべての人々がこの負債を無くすか減ずるための手段が講じられることを否定できないものと考えている…今がそうする絶好の時期であるように思われる。⁴⁷⁾

このように今や減債の絶好の好機であるとして、かれは負債一掃のための二つの手段を挙げている。そのひとつは「支出の削減」であり、いまひとつは「資産の売却」である。

(二) 支出の削減

バックストン報告では「支出の削減」については一考だにされていなかったが、この項目が「資産の売却」に先立って検討されていることは明らかにバックストン批判を意図したものであった。G. H. キャベンディッシュはこう語る。

まず、支出の削減によって何がなしうるかを考えてみよう。なぜならば、バックストン氏の報告書でかれは資産の売却による増収という見解をあまりにも賢明なもの看做しすぎ、支出の削減によってなされうるものあまりにも注意を払わなすぎからだ。⁴⁸⁾

46) 爵位継承後、1813年にNottingham所領、1815年にロンドンのBurlington House、1824年にYorkshireのWetherby所領を売却している。その合計額は459,729ポンドであった。これについては、David Cannadine, *Aspects of Aristocracy*, p. 170.

47) Ibid.

48) Ibid.

「支出の削減」の効果について、「もし公爵の安寧および所領の威厳に結びつけられる支出の削減によって負債を弁済することができるならば、それは、それ（削減額——引用者）に相当する規模の旧い家産を売却するよりも好ましいことである」とし、節約によるそれ相当額の「家産」維持を主張している。かれによれば、節約可能額は年5,000ポンド程度とされ、それが「利子の節約とともに臨時支出の全額を支払うのに役立つであろう」と、その節約の効果が指摘されている。

また、「国家財政の諸改革において困難が最良の大蔵大臣によって克服されたのは、負債弁済のための壮大な計画によってではなく、全部門における分別ある節約⁴⁹⁾によってである」と、節約の意義が強調されるが、ここで非常に興味深いのは、地主財政が国家財政に擬せられ、その運営原則に従って運営されなければならないとしていることである。

節約を可能にする財政運営の原則として、3つの事柄が指摘されている。第1は予算主義と記帳の実施である。

支出されたものを定期的に記帳することは大変良いことです。しかし、貴方が支出しなければならないものを予め知っておくことはもっと良いことです。毎年年頭には様々な項目の下での見積り、全く国務に対して立てられる見積りのような、収入見通しと支出見通しが策定され、公爵に提出されるべきだと考えます。⁵⁰⁾

第2表が、その書式の例として示されている。

第2表 収支の見積項目

収入見積	支出見積
イングランド アイルランド 雑収入	負債利子 年金 チャッツワース維持費 ハードウィック維持費 バルトンの維持費 チャッツワースでの3カ月の支出見積 ロンドンでの3カ月の支出見積 臨時支出

49) Ibid. この大蔵大臣とはロバート・ピールのことであり、かれは「ロバート・ピール卿が所得税に依存し5,000,000ポンドを獲得したとき、かれは関税基金を調査するのを怠らずに10,000から20,000ポンドを取り戻したのである」と指摘している。

50, 51, 52) Ibid.

第2は監査と費目間の相殺原則である。

もし、公爵の監査人が見たいと思えば、かれのために各部門のもっと詳しい見積りが準備されるべきです。これは私が近年規模は小さいとはいへ行っているものです。…もし私がある費目で超過すれば、私は別の費目で削減しなければなりません。⁵¹⁾

第3は部門責任者の責任と権限に関連するものである。

あらゆる部門の責任者に自分の部門で支出された1ペンスにまで責任を負わせ、別の部門のいかなる人物によるいかなる支出も認めない。⁵²⁾

節約について最後に次のように結ばれる。

現状では売却によるどのような大きな増収も負債を十分に一掃することができると、バックストン氏のように確信がもてない。究極的に節約は多大な利益をもたらし、所領が価値を引き上げるのにつれて改善されるだろう。⁵³⁾

(三) 所領売却

資産の売却に関しては売却規模と候補地が検討される。

さて、資産の売却について、全負債を支払うのに十分な資産が売却されるべきかどうか大いに疑問を持っている。…また、かれのような大きな資産でさえ、すぐに売却できる十分な大きさの所領が見つかるかどうか疑問を持っている。⁵⁴⁾

ここでも、土地売却による一挙的返済を主張するバックストン計画に疑問を投げかけている。結論的には、かれはバックストン計画が「実現するとは思われない」とし、明示的に反対している。では、かれの返済計画はどのようなものだろうか。

「十分な大きさは、負債の4分の3程度を返済し、売却された土地の収入と返済された負債の利子との差額による純収入を残りの4分の1の負債を漸次的に返済するのに役立つか、あるいは生命保険や所領改良、すなわち灌漑や農場建築物の修復によって返済を準備するために役立つことができるような程度の大きさである。⁵⁵⁾」

明らかにこれは先に検討した土地売却と他の源泉の併用によるカリイの返済

53) Ibid. かれは、節約から生じた剰余金による土地改良投資の可能性を重視し、その実現が所領を「地代減額によって惹起される如何なる嵐にも耐え得る健全な状態」にするだろうとしている。

54, 55) Ibid.

計画とほぼ同じものである。ただ、完済に要する期間に関しては、カリィ計画では25年であったの対し、ジョージの計画では「10年のうちには所領が負債からほとんど解放され」、公爵の財政事情は「健全な状態」になるとしている。しかし、両者の計画は、土地売却と他の源泉を併用し、出来るだけ売却資産を少なくするという考え方の点で全く同じものである。

売却所領の選択についてはこうである。

次に何処の資産が売却されるべきかということに関して、私は、アイルランドについてはカリィ氏の意見が尊重されるべきであると考え、かれは貴族院における地主の感情を知りうる機会に恵まれている。それで鉄道がアイルランド資産の価値および安全性を高め、アイルランドをイングランドとほぼ同じ国の如くにするに違いないことは疑問の余地がない。これがアイルランド資産の売却に反対する理由として提出されるべきである。⁵⁶⁾

アイルランド所領に関してカリィの「意見」が尊重されるべきであり、その売却には反対であることが示されるが、その理由として鉄道建設によってアイルランド所領が「価値および安全性」を高め、イングランド所領の如くになることが指摘されている。これはカリィがアイルランド所領売却に反対した理由とは一見矛盾するように思われる。カリィの反対理由は現状におけるアイルランドの状態に、ジョージのそれは将来の開発と増収の見通しに力点が置かれている。従ってこの二つの見解は対立するものではなく、むしろ現状での売却が「公正な価格」を実現できないだけでなく、将来の利益も無駄にしてしまうという文脈で統一的に理解できるように思われる。

かれによれば、売却されるべき所領は「不在地主制に反対する感情」が存在するとはいえ、イングランド所領であり、具体的にはヨークシア所領である。その理由として、第1に「現在その最高の価値に達しており、その最高価格で⁵⁷⁾

56) Ibid.

57) Ibid. この「感情」は、「現在法制化された制度——地代のほぼ半額を所領支出に充てられるべきものとして保留すること、人々の忘恩および恒常的な要求、所領の大きな責任——によって緩和されることはない」とされ、特に穀物法撤廃を前にした時代のイングランドにおける地主＝借地人関係、特に不在地主のその不安定さが指摘されている。

売却することはそれが生み出すのと同じほどの高さに地代を上昇させることよりも容易である」こと、第2に売却費用がアイルランド所領よりも遙かに少なくてすむことが、あげられている。かれの選択の基準は、鉄道や土地改良による開発の可能性とそれによる将来増収が見込める所領を避け、現状で最も高値で売却できる所領を選択するということにあった。

この文書は「既定方針」通り総差配人カリィを中心にして返済計画を立てられるべきであることが主張されて終わっている。⁵⁸⁾

(四) 小 括

G. H. キャベンディッシュ文書の特徴をまとめれば次のように整理することができよう。第1にかれの公爵の財政運営に対する態度は、同家の一員であり、信託者の一人という立場から、庭師バックストンのそれはいうまでもなく、差配人カリィのそれとも異なり、あからさまに批判的であったことである。第2に地主財政の評価および救済策の点でカリィの負債完済計画とほぼ同じであるとはいえ、「節約」とそれを実現する財政運営の原則に力点をおいた救済策を提案していることである。第3に「地主財政」を「国家財政」になぞらえて捉えている点に、19世紀英国社会での地主財政がもつ意味を自覚した土地貴族としての態度が示されていることである。

結びに代えて

1840年代初頭にキャベンディッシュ家は莫大な負債に呻吟し家産管理の危機に逢着していた。その莫大な負債の原因と責任を巡り意見の対立が見られた。そのひとつは、原因を資産管理の失敗に求め、その資産管理の実際的な権限を掌握する総差配人に責任があるとする、お抱え庭師のJ. バックストンの見解である。この見解は公爵に支持された。いまひとつは、同家の一員であるG. H. キャベンディッシュと総差配人B. カリィの見解である。かれらは、造園や建築、貴金属や美術品の蒐集等に支出される臨時支出に原因を求め、公爵とバックストンにその責任があったとした。この対立はその再建策にも反映した。

58) Ibid.

バックストンのそれは《純粹にレンティエとしての資産運用の視点》から大規模な土地売却による負債の一挙の完済計画であった。カリィやG.H. キャベンディッシュのそれは《支出削減＝節約と土地改良＝増収および家産維持の視点》から土地売却を含む漸次的返済による完済計画であった。この対立は家産としての所領がもつ意味の捉え方の違いに由来していた。

ここでは残念ながらこの対立の顛末を詳らかにできないが、簡単にそれを紹介しよう。カリィとバックストンが「協力」すべきとの公爵の要請に基づき両者で協議が行われ、8月の末までに合意が成立した。合意では負債清算のために所領が売却されることが決められ、売却所領としてアイルランド所領ではなくヨークシアの二つの所領が選ばれた。この合意は一見カリィ計画に沿って行われたかに思われるが、しかし、実はそうではなかった。8月27日付けの妻サラ宛の書簡で、バックストンはアイルランド所領売却の提案を除いて自分の計画が受け入れられ、公爵家の所領経営・家産管理において総差配人カリィとほぼ同等の権限を与えられたことを伝え、それを「偉大な勝利」と形容している⁵⁹⁾。また、1845年の所領売却(575,000ポンド)もかれの主導権ですすめられた。それは購入者がかれの「親しいビジネスパートナー」である鉄道王G.ハドソンであったことから窺い知ることができる⁶⁰⁾。

バックストンに宛てた9月4日付けの公爵書簡で「大きなことも小さなことも貴方の忠告に従うことが良いことだ」と記されているように、その後、バックストンは資産管理に関する公爵の意思決定に強い影響力を行使したと考えら

59) Chatsworth MS. 253, *D.D.'s Letter, 21 Aug.1844*.この書簡は極めて短いもので「カリィ氏がバックストンと協力して」事態にあたることを希望すると伝えている。恐らくG.H. キャベンディッシュに宛てたものだろう。

60) Chatsworth MS. 254, *J.Paxton to Sarah Paxton, 27 Aug. 1844*.

61) 鉄道王George Hudsonとバックストンとの関係については、James Lees-Milne, *The Bachelor Duke ; William Spencer Cavendish 6th Duke of Devonshire 1790-1858*, London 1991 (pp.163-164)を参照。このとき、ハドソンは「カントリ・ジェントルマンになることを渴望」していたといわれる。これは、19世紀英国史の経営風土の特徴を示す企業家のカントリ・ジェントルマンへの上昇転化志向の一事例である。ただし、かれは購入後6年のち「破産」している。

62) Chatsworth MS. 259, *D.D. to J.Paxton, 4 Sep.1844*.

れる。この傾向は1848年のカリイの貴族院での殉職後、より強いものになったと推測して間違いないだろう。このような資産管理に影響力を行使できるかれの地位は、公爵家の家産管理がかれの視点で経営されたというよりもむしろ公爵家財政における臨時支出の従来通りの枠組みが維持されたことを意味した。売却によって一時的に減債されたものの、公爵家の負債は再び膨らみ、1858年の第6代公爵死亡時には750,000ポンドに達していた。このあと公爵位を継いだバーリントン伯爵 (William Cavendish 1808-1891, G.H. キャベンディッシュの兄) は、公爵家の財政事情を知って「公爵の事業に対する無知を知ってからは期待していなかったが」、「予想していた以上に悪い情況」であり、「大変な緊縮が必要である」と独白し、辞意を表明するバックストンを解雇した。⁶³⁾ここにバックストンの公爵家との関係が終った。

ところで、第7代公爵は、家産と同家の社会的・政治的地位を保全しつつ、負債問題を解決するために積極的な所領経営を展開した。それは、ビクトリア中期の典型的な改良地主と呼ばれるのに相応しいものであり、まさに《支出削減＝節約と土地改良＝増収および家産維持の視点》からのものであった。しかし、ビクトリア中期の繁栄が過ぎ去り、「支配階級の純分証明刻印」としての土地資産の意味が喪失し始めた「所領の譲渡と崩壊」の時代に、同家は資産構成を証券保有へとシフトさせ「株式・債券保有貴族」へと転身を開始した。これはあのバックストンの《純粹にレンティエとしての資産運用の視点》の復権というべきものであった。

「家産」の性格の根本的変化に画された19世紀英国土地貴族の生活史の二つの局面は、本稿で検討した1840年代の地主財政再建を巡る論争のうちに既に暗示されていたといえないだろうか。

63) Chatsworth MS., *The 7th Duke's Diary 26, Jan.1858.*